

令和8年度 第1回 堺市男女平等推進審議会（第50回）会議録

1、会議名称

令和8年度 第1回 堺市男女平等推進審議会（第50回）

2、開催日時

令和8年6月29日（月）10時30分～11時23分

3、開催場所

堺市役所三国ヶ丘庁舎本館 5 階 大会議室

4、出席者

審議会委員（敬称略）

○対面出席・内藤葉子（内藤会長）

- ・大井真基子（大井委員）（※途中参加）
- ・大島幸恵（大島委員）・加藤伊都子（加藤委員）
- ・島尾恵理（島尾委員）・林英男（林委員）
- ・平野孝典（平野委員）

○WEB出席・櫻井一字（櫻井委員）

事務局【ダイバーシティ推進部】

- ・永木ダイバーシティ推進部部理事（男女共同参画推進担当）
（永木部理事）

【ダイバーシティ企画課】

- ・甚野ダイバーシティ企画課長（甚野課長）
- ・石岡ダイバーシティ企画課参事（男女共同参画推進担当）（石岡参事）
- ・武田ダイバーシティ企画課長補佐（武田課長補佐）・井上主査（井上主査）
- ・米須職員（米須職員）・安澤職員（安澤職員）

【こども家庭課】

- ・立道こども家庭課長（立道課長）

※以下の発言内容については、カッコ内の表記とする。

5、欠席者（敬称略）

- ・池辺真紀（池辺委員）・柏原秀和（柏原委員）

6、傍聴者

0人

7、議事

- 案件 (1) 次期さかい男女共同参画プランの策定について
 ・骨子案について

8、会議録

○武田課長補佐 本日は、お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。ただいまより、第50回堺市男女平等推進審議会を開催いたします。開会に当たりまして、ダイバーシティ推進部部理事の永木から御挨拶申し上げます。

○永木部理事 本日は、お忙しい中、堺市男女平等推進審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、委員の皆様におかれましては、日頃より本市の男女平等社会の形成の推進に当たり御尽力を賜り、重ねて御礼申し上げます。

今般、本市における男女共同参画施策を総合的かつ計画的に進めるための基本計画である「次期さかい男女共同参画プラン」の策定に当たり、施策の基本的方向や構成の枠組みを整理した骨子案について、御審議をお願いしたく存じます。

社会情勢が大きく変化する中で、計画の実効性を高めるためには、委員の皆様の豊富な御経験と専門的なお立場からの御意見が不可欠です。どうか、率直で建設的な御議論を賜りますようお願い申し上げます。

また、短い時間ではございますが、最後まで、どうぞよろしくお願いいたします。

○武田課長補佐 開会に当たりまして、本日の出席委員は、オンライン参加を含め7名でございます。全委員10名の半数以上の出席がございまして、「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例施行規則第4条第2項」の規定により、会議が成立していることを御報告いたします。

それでは、資料の御確認をさせていただきます。

次第、資料1、資料2、資料3、資料4、委員名簿、第5期プランに係る資料一式ファイル。過不足はございませんでしょうか。

なお、本日御審議いただきます内容は、会議終了後、会議録を作成し、市政情報センター等において公開いたします。

また、会場の都合で恐縮ではございますが、マイクを通じて御発言いただく際には、電源をオンにいただき、御発言が終わりましたら電源をオフにいただきますよう御協力をお願いいたします。

これより、議事に入らせていただきます。議事進行は内藤会長をお願いいたします。

では、会長、よろしくお願いいたします。

○内藤会長 それでは、市長から当審議会に対する諮問をいただきました案件につきまして、前回から引き続き審議してまいりたいと思います。

次第２、案件１、次期さかい男女共同参画プランの策定（骨子案）について、事務局から説明をしてください。その後、御意見、御質問をお願いいたします。

○安澤職員 それでは、案件１、次期さかい男女共同参画プランの策定について御説明いたします。本日の説明に使用する資料は資料１から資料４となります。資料１を中心に御説明させていただきます。

櫻井委員、オンライン会議の画面共有をご確認いただいておりますでしょうか。

それでは、資料１の御説明させていただきます。

まず、資料１、第６期さかい男女共同参画プランの骨子案についてです。本資料は、第６期プランの策定に当たり、前回の審議会における御意見を踏まえ、施策の基本的方向や構成の枠組みを整理し、お示しするものです。なお、前回の審議会で頂戴した、男性の生きづらさへの対応や若年層の性被害への対策等の御意見につきましては、本骨子案の内容を踏まえ、今後、計画案への反映に向けて検討を進めてまいります（資料３）。骨子案の構成としては（１）計画の概要（２）堺を取り巻く状況について（３）施策の基本的方向（４）計画の推進の４つで整理しております。順に御説明いたします。

まず、計画の概要として、本計画は現行計画である第５期さかい男女共同参画プランと同様、堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例の基本理念を継承し、令和９年度を始期とする５年間の計画として策定を進めております。

計画の位置付けですが、第５期さかい男女共同参画プランで示したものから、法律上の位置付け、市政運営の大方針である堺市基本計画２０３０や、人権施策推進計画、堺市の各分野別計画との関係を整理しました。

また、新たに基本的な視点として「施策全体を貫く基軸としてダイバーシティ」、「施策等のプロセスとしてジェンダー主流化」を明文化しました。こちらは、前述しました堺市基本計画２０３０の基本姿勢において、ダイバーシティが位置付けられていることを踏まえたものです。

「施策全体を貫く基軸としてダイバーシティ」は性別、年齢、障害の有無、文化的背景等、様々な違いを前提とし、すべての人が尊重され、自分らしく生きられる社会の実現を目指すものです。また、「施策等のプロセスとしてジェンダー主流化」は、ジェンダー平等を実現するため、施策や事業の企画・立案・実施・評価の各段階において、男女それぞれが置かれている状況や異なる課題・ニーズを踏まえたジェンダーの視点を組み込むこととしております。

続きまして、堺を取り巻く状況について御説明いたします。

国では、昨年度末、第６次男女共同参画基本計画が策定され、意思決定過程への女性参画加速

や地域での男女共同参画の推進、あらゆる暴力の根絶と被害者支援等が、基本的な視点と取り組むべき事項として示されました。

また、第5期プラン策定後の法改正の動きを見ると、配偶者暴力防止法の改正、刑法改正による不同意性交等罪の創設等の暴力対策の強化が進んでおります。第6期プランの策定に際しては、これらの国の動きや法改正も踏まえ、整理を行います。

続いて、堺市の現状ですが、人口減少・高齢化の進展や、単独世帯の増加が見込まれています。また、AI等のテクノロジーの急速な進展・進化における影響も踏まえる必要がございます。

続きまして、第5期プランの振り返りについて御説明いたします。前回の審議会におきましても御説明させていただいたところですが、今回は、その後の最新の進捗状況もあわせ、御説明いたします。

まず、基本方針ごとに設定した21のKPI（重要業績評価指標）はおおむね改善。現時点で、3項目は目標を達成し、目標値の80%以上の達成状況にある指標は13項目ございます。指標ごとの達成状況につきましては、資料2を御覧ください。現時点で、資料の時点修正を行ったものは、赤枠で囲っております「市の管理職の女性比率（※教職員を除く）」、「市の男性育児休業取得率」の2つになります。どちらの指標も、策定当初に比べ改善、「市の男性育児休業取得率」においては、目標値を達成しております。

ここで、資料1へお戻りください。では、資料で第5期プランの基本方針ごとに、進捗を整理し現状を記載しております。まず、基本方針1では、方針の立案・決定過程への女性の参画の上昇・ライフスタイル（就業・育児への参画等の意識や行動）の変化、基本方針2では、ジェンダー平等意識が高まる一方、根強い固定的な性別役割分担意識の存在、基本方針3では、地域での防災活動における女性の参画の停滞、基本方針4では、ジェンダーに基づく暴力の相談窓口の浸透と、明らかになった被害の実態がそれぞれ判明しました。

これらの社会情勢等を踏まえまして、施策の基本的方向として、第6期プランでは次の4つを設定しております。1つ目が、男女共同参画社会の実現に向けた意識改革、2つ目が、女性の参画拡大と活躍の推進、3つ目が、全ての人にとっての安心な暮らしの実現、4つ目が、暴力の根絶と被害者支援です。

第5期プランからの変更としましては、第5期プランでの「女性の参画拡大と活躍の推進（基本方針1）」と「男女共同参画社会の実現に向けた意識改革（基本方針2）」の順番を入れ替えました。令和7年実施の堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査の結果から、男女の役割や地位に関する意識について全体に「平等」とする割合が増加。また、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」について反対する人の割合も増加しております。一方、家事や育児時間等の生活時間では根強い性別役割分業を示し、現状は依然として女性が担う割合が大きい実態が見られました。

また、若年層を中心に、男女の地位の平等感に関する意識について「女性優遇感」が増加するなどの意識の変化が見られました。こうした若年層に見られる意識の変化にも注視しつつ、意識と実態にギャップを埋め、意識を行動に移すためにはさらなる啓発活動が必要との観点から順序を入れ替えたものになります。

また、今回新たに加えた主な項目としましては、中段以降の施策の基本方向性において、法改正に伴う男女共同参画センターの機能強化や若年層をはじめとした性暴力の未然防止や被害者支援の充実等でございます。さらに、今回お示した4つの基本方針には、それぞれ施策の基本的方向性の整理と評価するための指標として「主な指標」を掲げています。

続きまして、4番の計画の推進体制に当たりましては、庁内関係部署や市民、男女共同参画センター等関係機関と連携し、取組を進めてまいります。計画の評価については、適切な進捗管理を行い、年次報告として取りまとめ、公表いたします。

最後に、資料4を御覧ください。今後のスケジュールについてです。前回の審議会の際にお示したスケジュールから変更ございましたので、改めて御説明させていただきます。今後のスケジュールとしまして、9月頃に本審議会におきまして計画素案の検討を行い、10月に御審議いただいた内容を市長へ答申、12月から翌年令和9年1月にかけて、市民の意見を聴取するパブリックコメントを実施します。その後、令和9年1～2月に計画を策定する予定です。つきましては、令和8年度は、令和8年9月、10月の2回審議会を実施する予定としております。以上が、資料の説明となります。第6期プランでは、第5期プランにおける成果と課題、および社会情勢の変化を踏まえ、より実効性のある施策の推進を図ってまいりたいと考えております。

本骨子案について御意見を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○内藤会長 ありがとうございました。前回会議におきましても審議しました次期計画の策定に当たり、施策の基本的方向や構成の枠組みを整理した骨子案の説明が事務局からございました。

つきましては、資料にも「施策の基本的方向性」、「主な指標」として示されているところではありますが、次期プランに盛り込むべき考えや指標等を中心に、皆様から御意見をお伺いしたいと思います。

質問につきましては、一度に複数の質問をすると、事務局からの回答ができないため、一問一答で願います。なお、会議運営上の都合もございますので、御質問、御回答につきましては、端的に願います。

それでは、皆様から御意見、御質問を伺いたいと思います。

では、大島委員お願いいたします。

○大島委員 おはようございます。骨子案のことではないのですが、最後に策定スケジュールの御説明が

ありました。その中で、今年の年末から来年頭にパブリックコメント実施とありますが、例えば、この取組を堺市がされていることを、若年層にもっと知ってほしい。その年代の人が、パブリックコメントに参加できるような機会とかは、どこかで告知されてどういう方法でされるのかをお伺いしたい。今、周りの20代30代も全てLINEであったりインスタであったりとかで情報収集を行う。そういった方に向けて、SNS等での周知とかが可能なのかと思いました。

○内藤会長 ありがとうございます。事務局はいかがでしょう。

○安澤職員 御意見いただき、ありがとうございます。

パブリックコメントにおきましては、従来の広報周知としては、市政情報センターや図書館等で配架はさせていただく予定です。そのことに加え、若年層を中心としたイベントがパブリックコメント実施時期にもございまして、その機会も捉え、パブリックコメントの周知をできればと考えております。以上でございます。

○大島委員 御意見よろしいですか。SNS等の開設は、なかなか難しいんでしょうか。

○安澤職員 SNSにつきましては、堺市公式のLINE等はございます。その他、ダイバーシティ推進部でInstagramがございまして、そちらでの周知を行う予定でございます。既存のダイバーシティ推進部のInstagram、堺市の公式LINE等を、積極的に活用して若年層に対して周知してまいりたいと考えております。

○内藤会長 イベントの際には、SNSでもぜひ周知を行っていただきたいと思います。大島委員ありがとうございます。

ほか、御意見いかがでしょうか。島尾委員、お願いいたします。

○島尾委員 基本方針1の施策の基本方向性（3）に、「男女共同参画の理解を深める表現の推進」という項目がありますが、少し分かりづらい表現かと思います。これは先ほどお話にもありましたSNS等を念頭に置いておられるということなんでしょうか。理解を深める表現だけだとすごく広範囲な感じがします。内容としては、どういったことを考えてらっしゃるんでしょうか。

○安澤職員 御意見ありがとうございます。当課で広報物における男女共同参画のガイドラインをホームページで御案内させていただいておりまして、例えばチラシ等の広報物を作成される際に、性別によるイラストの色味や言葉の表現といったところを、資料の作成については御留意いただきたい旨の周知は行っております。

ご意見いただきましたSNS等に関しては、ガイドラインには掲載はしておりませんが、計画の取組内容については今後検討を進めてまいります。

○内藤会長 島尾委員いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○島尾委員 はい、ありがとうございます。広報物等の表現について、ジェンダーセンシティブな視点を持

つという、そういう趣旨ということでよろしいですかね。

○安澤職員 骨子案で記載させていただいているものは、行政をはじめ広報物作成における表現のガイドラインにはなっておりますので、市民等への啓発については、今後検討できたらと考えております。

○内藤会長 ありがとうございます。それでは、大井委員お願いいたします。

○大井委員 骨子案見ると内容が充実しているなと思いました。ただ、昨年度参加した際から、新たな問題があると考えております。それは、新聞等で報道された時にはどうすることもできないが、赤ちゃんを埋めて死なせているとか捨てているという話です。その母にしたらできる限り産み育てたかったのかなと。ただ、それを誰にも相談できない環境であったのかなと思う。DVは、相談するところがあるが、そういった問題について相談窓口がないかなと思っております。市民へ意見をお聞きするのであれば、市民の目にこんなことを考える必要があるということを示さたらありがたいなと思っています。よろしくお願いします。

○内藤会長 ありがとうございます。事務局からお答えできますでしょうか。

○立道職員 御意見ありがとうございます。こども家庭課の立道といいます。非常に重要な課題として、いわゆる墜落出産とか駆け込み出産含め、こどもの命または母体の命の安全性については非常に大きな課題があると認識してございます。やはりそのこどもの命を守り、また健やかに成長をしていくことを保証するためには、その妊娠出産から育児、様々な不安やお悩みを抱える妊産婦をどれだけ早期に把握できるかということにかかっていると思っております。今、各区の保健センターにおいても、出産子育てに関する様々な不安、悩みをお伺いするという窓口を設置しておりますが、保健師さんとの面接等の相談や、様々な情報提供を行っております。引き続き、相談していただける窓口があるということを周知し、悩みを抱える、困難を抱える妊産婦の安心に努めていきたいと思っております。

○内藤会長 ありがとうございます。それでは、他の委員はいかがでしょう。

では、平野委員お願いいたします。

○平野委員 ありがとうございます。自殺の問題についてお伺いしたいです。このことは先にあった堺市の自殺対策の懇話会でも申し上げたことではありますが、数値目標として人口10万人当たりの自殺者数を13.7にするという目標が掲げられておりまして、これは非常にすばらしい目標だとは思いますが、基本方針3にグラフが掲載されておりますが、こちら令和元年が14.9と一番数値としては小さくなっております。これは全国的にもそのようになっていまして、警察の統計を見ても令和元年は、警察の統計が取られ始めて以来、最小の数値になっているという非常に自殺が少なかった年でありました。その年よりも目標値はさらに少ない数値になっていると、私は自殺についての研究もしてるのですが、これは達成する見込みがあまり立たないのではないかっていう数値にも見えたりします。もちろん自殺はどんどん減っていったほうが良いが、例えば令和元年度の策定値よりも減少させるとかそういった方向での数値設定もあり得るのではないのかと

思いました。また、これがただ、国、他の計画との兼ね合いがあるとは思いますが、変更するのは難しいかなと思いますが、一応こういう意見があったということをお伝えしております。

○内藤会長　ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

○安澤職員　貴重な御意見ありがとうございます。各指標の目標数値の設定については、これから所管との調整を踏まえて検討を進めてまいります。堺市におきましても、自殺対策推進計画がございますので、そちらとの整合性を図りつつ、指標の設定を進めてまいりたいと考えております。

○内藤会長　平野委員、よろしいでしょうか。

○平野委員　ありがとうございました。続けて、もう一点よろしいでしょうか。

○内藤会長　どうぞ。

○平野委員　ありがとうございます。また自殺に関してですが、基本方針3の現状と課題の2つ目の項目で、男性の自殺が女性に比べて多いということが書かれているかと思いますが、ただ指標としては男女を合わせた自殺死亡率っていうのを指標にしていると。このことが問題というわけではないのですが、もし男女差であるとか、男性の生きづらさとか女性の生きづらさとか、もう少しジェンダーセンシティブに考えていかれるのであれば、男女別の数値目標を立てるとか、あと自殺問題で今少し話題になっている、ここ数年、こどもの自殺がずっと話題になっています。特に女子高生の自殺が増えています。男子生徒を上回ったという過去にない事態が起きていたりしますので、そういった男女差に注目するというのも、一つの方針としてはあり得るのかなというふうには考えております。以上です。

○内藤会長　ありがとうございます。事務局、大丈夫でしょうか。

○永木部理事　ありがとうございます。ジェンダー統計として男女別の違いを把握することは非常に重要なことと認識しております。先ほど、安澤が申し上げましたが、指標案として項目を挙げておりますが、今後所管課と調整する中で委員からいただいた課題も共有して、検討を進めてまいりたいと思います。

○内藤会長　平野委員、ありがとうございました。では、ほかの委員の皆様はいかがでしょうか。林委員お願いいたします。

○林委員　骨子案の中で、施策の基本的方向として、基本方針が1から4まで示されております。すべてが大事な方針だとは思いますが。先ほどの説明の中で、5期に比べて、男女共同参画社会の実現に向けた意識改革を基本方針1に入れ替えた。入れ替えたどちらの基本方針も指標の一覧を見ても、かなり目標値に近づいており、どちらも実績的には上がってきていると考えられる。その中で、基本方針1に男女共同参画の意識改革を持ってきた理由が少し気になりましたので、御意見求めたいなと思います。

○内藤会長　事務局いかがでしょうか。

○安澤職員　御意見いただきましてありがとうございます。昨年度項目案等御検討いただきました、堺

市男女共同参画に関する市民意識・実態調査におきまして、結果として見られた点は、意識の変化が大きくございました。具体的には、若年層における女性の優遇感等が新たに取り組むべき課題として見られたこともあり、まずは基本方針1として、男女共同参画社会実現のための意識改革として総論、また重点的に意識改革に取り組むという認識から基本方針1と2を変更しました。

○内藤会長 ありがとうございます。他の委員ご意見いかがでしょうか。

 櫻井委員、いかがでしょうか。

○櫻井委員 はい、聞こえておりますでしょうか。

堺市の男性職員の育休取得率がかなり増加している状況で、目標数値が80%に対して、現時点で約93%まで上がっています。次期計画では、数値目標をどうするのかをお伺いしたいです。

○内藤会長 ありがとうございます。事務局ご回答をよろしくお願いいたします。

○安澤職員 事務局です。御意見ありがとうございます。先ほど申し上げたことと重複し恐縮ですが、指標におきまして、国の計画の中でも育児休業取得期間について明文化されていることもございまして、そのことも踏まえて、所管との調整を進められたらと考えております。

○内藤会長 櫻井委員、いかがですか。

○櫻井委員 分かりました。ぜひ、地域の企業や、各自治体を引っ張るような目標設定をしていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○内藤会長 ありがとうございます。では、他の委員の方御意見いかがでしょうか。

それでは、私から1点お伺いさせていただきたいです。基本方針1で、意識については「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という固定的な考え方に反対する人は男女ともに増加しているが、実態は必ずしもそうではなく、意識と実態の乖離が残っているということが、意識調査の結果で明らかになってきたかと思います。そのこととは別に、女性の方が優遇されていると感じる人が増えてきているという結果もありました。ただ、実態として、具体的にどう女性が優遇されているのかを把握をしないと、何となく女性が得をしているという意識だけが増えていく状況はどうかと感じました。このことについて、お考えのことがあればお伺いしたいです。

○安澤職員 御意見ありがとうございます。実態と意識のギャップがある中で、若年層においては女性の優遇感を感じるという特徴がございます。まず資料1の骨子案の右下にも書かせていただいておりますが、男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計として、ジェンダー統計の公表を行っております。この統計において、生活実態等についての統計も含んでおり、市民の方にもご覧いただけるようにホームページでも公表を行っております。

また、第6期プランにおきましては、新たに生活実態を測る指標といたしまして、末子6歳未満のこどもを持つ人の育児・家事参画時間が平日1時間以上の割合を新たに設定する予定です。生活における意

識と実態をそれぞれ指標として把握していきたいと考えております。

○内藤会長　ありがとうございました。では、ほか御意見いかがでしょうか。

加藤委員お願いいたします。

○加藤委員　ありがとうございます。先ほど、女子高校生の自殺が増えているという話がありましたが、恐らくコロナの頃からか、若い女の子は、昔自殺が最も少ない層だったが増えてきています。今、家を追い出された女の子、家に帰れない女の子が増えていて、ただ実際にはその状況を把握できない。相談にもなかなか来ないし、本当に事件が発生して把握できる状況になる。なので、決して女性が優遇されているわけではなくて、かなり生きづらいんじゃないかなと思う。一応そういった問題意識があるということだけお伝えします。

○大井委員　そういう困っている女の子たちがどこへ相談したらいいのかは見えてこない。なので、相談しやすい相談場所があるとかがないと、悩みを抱えたままひっそりと世の中から消えていくのが、自殺だと思いますので、その点は考えていきたいなと思います。

○内藤会長　お二人の御意見ありがとうございました。

行政としてなにか対策をということは難しいかも知れませんが、困難女性支援法の制定等を踏まえた対応については、考えていらっしゃると思います。今御意見いただいたことについて、事務局からもし何かございましたらお願いいたします。

○安澤職員　御意見いただきましてありがとうございます。まず相談窓口の体制につきましては、それぞれの分野別の相談窓口は設けている中で、その窓口の周知が必要な人に届いていない可能性がございますので、相談窓口の周知は引き続き行ってまいります。あと、自分自身が受けている行為が例えば暴力であるという認識がない場合に、その相談にまず至らないため、その認識を深めることとあわせ、相談窓口の周知は、引き続き行ってまいりたいと考えております。

○内藤会長　ありがとうございます。

○永木部理事　自殺の相談窓口のことでご説明させていただきましたが、一部補足させていただきます。自殺対策の取組として、企業との協定を締結し、SNS相談等を実施しております。先ほど若年層の自殺が多いことや、男女別での把握についても御意見を頂戴しておりますので、いただいた御意見を踏まえまして、所管課と共有し、計画にどう反映できるか検討してまいりたいと思います。

○内藤会長　ありがとうございます。ほか御意見ございますか。では、島尾委員お願いいたします。

○島尾委員　基本方針3施策の基本的方向の（４）で、年齢や性別、障害、国籍、文化等の違いと言及されていますが、ここに性自認っていうことは入れないのでしょうか。

○内藤会長　事務局いかがでしょうか。

○安澤職員　この表題の中で、性自認といった表現はございませんが、具体的な取組として、性的マイノリティへの支援といったことも含めて、記載させていただく予定です。

○内藤会長　御意見ありがとうございます。ほか、御意見ございますか。

平野委員をお願いします。

○平野委員　基本方針1で記載のある男女の地位の平等感についてです。記載されているグラフですが、令和7年に実施した市民意識調査結果で、その調査の有効回収数が1,365で有効回収率が34.1%で、審議会で参考資料にする調査としては、もう少し回収率、回収数を上げたいなと思いました。このグラフのように、性別、年齢別に分けて、この層にはこういう意識の特徴があると分析をされると思いますが、人数が非常に少ないと思います。女性で29歳以下が67名、男性で29歳以下が39名となっていて、かなり少ないと思います。報告書を見ると、回答誤差の範囲についての説明があります。例として、何らかの回答の比率が20%の場合、誤差がプラマイで12.8%の可能性があるとのこと。なので、20.5%というのはその間の数字でしかなく、最小としては10%、最大としては30%ぐらいでかなり幅が出てしまいます。恐らく傾向として間違いではないとは思いますが、もう少し回収数を増やすような努力もされても良いのかなということでした。他の調査ではもう少し人が集まってたかなと思いますので、そういったことも今後の課題としてあるのかなと感じた次第です。

○内藤会長　ありがとうございます。このようなアンケートはどこも回収率が低く、悩んでおられる点かとは思いますが、また次のアンケート実施の際にも、今の平野委員からの御意見を反映できるとよいと思います。事務局、何かございますか。

○永木部理事　ありがとうございます。今回若い方にも回答していただけるよう、オンラインでの調査も導入しました。御指摘いただいたようにさまざまなお声をいただくというためにも回収率を上げるため、一人でも多くの方に回答いただけるように、検討してまいります。

○内藤会長　ありがとうございます。ほか御意見ございますか。

御意見がないようでしたら、事務局は御審議いただいたものを基に、次期プランの策定についての検討をお願いいたします。ほかに全体に対しての御意見、御質問はございませんか。

それでは、以上で第50回堺市男女平等推進審議会を閉会いたします。長時間お疲れさまでした。